

平成19年3月6日

会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成19年3月6日  
開会 10時00分 閉会 10時10分
- 2 場 所 幕別町役場5階会議
- 3 出席者 8名  
委員長 坂本 偉  
副委員長 中野敏勝  
委 員 堀川貴庸 増田武夫 永井繁樹 佐々木芳男 杉坂達男 大野和政  
議 長 本保証喜
- 4 欠席者 なし
- 5 傍聴者 十勝毎日新聞者
- 7 職務のため出席した議会事務局職員  
局長 堂前芳昭 課長 横山義嗣 係長 国安弘昭
- 8 説明員 町長 岡田和夫 助役 西尾 治 助役 遠藤清一  
総務部長 管 好弘 総務課長 川瀬俊彦 総務課主幹 細澤正典
- 9 審査事件 議案第21号 幕別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- 10 審査結果 別 紙
- 11 審査内容 別 紙

委員長 坂本 偉

◇審査内容

10 : 00 開会

○委員長（坂本偉） ただいまから、総務文教常任委員会を開会いたします。

本日の議案につきましては、お手元に配布のとおりでございます。

それでは、これより議事に入ります。

それでは議案審議をいたします。本委員会に付託されました議案第 21 号、幕別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を議題といたします。

まず、説明をいただいで始めたいと思います。

それでは説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅好弘） それでは、議案第 21 号、幕別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例についてご説明を申し上げます。

本条例の制定にあたりましての基本的な考え方は、3月2日開催の本会議において提案の理由をご説明させていただきましたとおりでございますが、国における法改定の趣旨を含めご説明をさせていただきたいというふうに思います。

地方公務員法の一部を改正する法律が施行され、人事行政運営における公平性、透明性の確保、公平委員会の機能の充実等を図ることを目的に措置が講じられたものであります。

改正後の地方公務員法第 58 条の 2 において、人事行政運営状況の報告、公平委員会の業務状況の報告及びこれらの公表について条例で定めることとされておりますことから、今回本条例を提案させていただくものであります。以下、条文に沿いまして説明をさせていただきます。

議案書の 2 ページをお開きいただきたいと思います。

第 1 条は、趣旨について規定するものであります。

第 2 条は、人事行政の運営の状況の報告について規定するもので、任命権者は、毎年 10 月末までに、前年度における人事行政の運営状況について町長に報告しなければならないとするものであります。報告する事項は、職員の任用に関する状況。この職員につきましては、臨時的任用職員と非常勤職員については除かれるものであります。給与の状況、勤務時間その他の勤務条件の状況、分限及び懲戒の状況、サービスの状況、研修及び勤務成績の評定の状況、福祉及び利益の保護の状況、競争試験及び選考の状況、その他必要と認める事項の 9 項目であります。これまでも、人事行政に関する項目のうち最も重要なものの一つである職員の給与の状況については、地域住民のより一層の理解と支持が得られるようにするとの趣旨から、特別職の給与等の状況をはじめ、一般職の初任給与や平均給与月額等の状況及び部門別職員数とその増減など、職員の状況についても毎年 12 月の広報に掲載してまいりましたが、今回の条例制定により、報告する事項をさらに拡充するものであります。

第 3 条は、公平委員会の業務の状況の報告について規定するもので、公平委員会は毎年 10 月末までに、前年度における勤務条件に関する措置の要求の状況、不利益処分に関する不服申立ての状況といった業務の状況に関し町長に報告しなければならないとするものであります。

次のページになりますけれども、第 4 条は、公表の時期について規定するもので、第 2 条及び第 3 条の報告を受けたときは、毎年 12 月末までに、人事行政の運営の状況についてはその報告を取りまとめた概要を、公平委員会の業務の状況についてはその内容を公表しなければならないとするものであります。

第 5 条は、公表の方法について規定するもので、先ほども申しましたように従来から職員の数及び給与の状況については、町広報誌に掲載してまいりましたが、項目をより拡充し掲載するとともに、町ホームページを活用しインターネットを通じた閲覧など、広く住民に対して周知が可能な方法により公表するものであります。

第 6 条は、任用について規定するもので、規則への委任について定めるものであります。

なお、施行年月日は平成 19 年 4 月 1 日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○委員長（坂本偉） それでは説明が終わりましたので、これより質疑をお受けしたいと思います。

質疑ありませんか。

永井委員。

○委員（永井繁樹） 先に制定をされている自治体とちょっと比較した形で質問という形になりますが、設定理由ですね。まず、2条の毎年 10 月末までにとありますが、これは自治体によってバラバラなんです。なぜ 10 月末という形でうちは設定をしたのか。それとですね、3条のところなんです。他の自治体ではこの 1 項、2 項の状況に関わる以外に給料、勤務時間その他の勤務状況に関する報告及び勧告の状況と、こう

いったものも入れておられます。うちは2点だけにしぼっている、これに至った状況ですね。これらについてお伺いをしていきたいのと、もう1点、2条のところなんです、他の自治体では天災等事故による場合について、任命権者は事故の止んだときから何ヶ月以内という報告条件を載せていますが、そういったものがここにはないのですが、それらに対する考え方はどういう考えをもっているのでしょうか。以上です。

○委員長（坂本偉） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） まず、第2条で10月末までに任命権者が町長に報告しなければならないという点につきましては、通常報告する内容につきましては、前年度の状況について報告することになります。そのようなことから、人件費等につきましても決算が固まるのが8月末ということになりますので、その決算が固まるのを待ってから各任命権者が町長にその状況をまず報告してもらおうと。そして、その後で町長の方でその内容を十分取りまとめた後から、内容を精査し、それを12月に町民の皆様方への公表にしたいということで、このような期間を設定したものであります。

つづきまして、2点目の第3条における公平委員会の業務の報告につきましては、本町におきましては、1号と2号と二つの状況を定めておりますが、公平委員の業務ということは通常この1号、2号が基本となるものでありますので、この2点について報告を定めたということでありまして。

つづきまして、3点目のことでもありますけれども、天災等の事故についてどのようなことでの報告があるかということにつきましては、これはその状況によりまして、もしそういうような事例があった場合、町民の皆さんへの公表を要するような案件がありました場合は、第9号、その他町長が必要と認める事項ということが書かれておりますので、その中をもって報告をしたいと考えているところであります。

○委員長（坂本偉） 永井委員。

○委員（永井繁樹） そうすると、3条にかかわっては、例えば私が申しあげました給与、勤務時間に関わっての報告はいいんですが、勧告ということについては見込んでいないということですね。

○委員長（坂本偉） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 本町におきましては、公平委員会ですので、その勧告というのは通常想定しておりませんので、それについては町村レベルではないということでありまして。

○委員長（坂本偉） 他にありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） それでは、ないようでございますので、これで質疑を終了させていただきます。

それでは、次に討論、採決に入るわけですが、討論を省略してよろしいでしょうか。

（はいの声あり）

○委員長（坂本偉） それでは、直ちに採決に入りたいと思います。

本案は原案を可とすることにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案を可とすることに決定いたします。

以上で議案第21号の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

（10:08 休憩）

（10:09 再開）

○委員長（坂本偉） それでは、2番目のその他の方に入りたいと思います。私も事務局の方からも何もございませんが、皆さんの方から何かありますか。

（ありませんの声あり）

○委員長（坂本偉） それでは、ないようでございますので、閉会をいたしたいと思います。

閉会にあたり一言私の方からお礼を述べさせていただきます。

今期の折り返しから2年間、私が委員長の大任を仰せつかりました。大変不慣れな委員長で皆様には大変ご迷惑をおかけしたのではないかと感じておりますが、皆さんの多大なご協力をいただきながら、無事その職務を務めさせていただくことができましたことを心より感謝申し上げます。特に、合併により忠類の議員さんと共に、一緒に活動ができたことを私も大変嬉しく感じております。特別なことがない限り、本日が最後の委員会となるのでありますが、最後に改めてお礼を申しあげまして、ご挨拶にかえさせていただきます。本当にありがとうございます。

以上をもって委員会を閉会いたします。